

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第一章 賃金

第四節 生活給と能率給

戦後の賃金形態の特徴は、生活給部分の増大にある。

一九四八年三月、労働省労働統計調査局の「事業場賃金構成調査」によれば、第69表のとおり、全産業賃金構成において基本給が三八・五%で最大であり、これに物価給、家族給などの生活給的なものを加えれば、全体の七六・八%を占めている。これを産業別にみれば、生活給部分のもつとも大きいのはガス・電気業の八六・一%であり、いわゆる「電産型」賃金の影響と思われる。これに対し、鉱業では能率給部分(奨励給・超過給など)が相対的に大きく、全体の三二%となつている。

また、経済安定本部労働局が、一九四八年六月から八月にかけて機械器具工業三〇工場について、賃金実態調査をおこなつた。

註 調査対象は、一九四七年の事業所統計により、生産量と労働者数の多いものから、府県別、業種別に勘案して選定された。

この調査結果によつても、生活給賃金の占める部分が大きく、能率給は、出勤奨励手当、工場あるいは作業場単位の団体増産奨励金という形態をとつて、それぞれ一〇%ないし二〇%を占めているにすぎない。しかしながら、この調査の報告書が「経営者側の多くは生活給を能率給にきりかえることが増産に必要であることを強調している」とのべている点は、その後の動向と関連して注目すべきである。

こえて一九四九年にはいと、賃金形態は戦後の特徴である生活給的性格を基調としながらも、次第に能率給が一般化した。

労働省は、この傾向をつぎのように要約している。(「昭和二四年労働経済の分析」による)

(1)従来、物価手当・生活手当などの名目で基本給の一定率を加給していた部分を基本給に繰入れる傾向。

(2)基本給の決定要素として能力・勤務成績・職務などを重視する傾向。(さらにすすんで職階給が部分的に採用されたが、一九四九年は未だ実験の域をでなかつた。—引用者註)

(3)家族手当の率のひき下げ、通勤交通費・各種保険料の労働者負担への転化などによつて、生活給部分の縮少をおこなう傾向。

(4)遅刻・欠勤などに対する賃金のさしひき、石炭鉱業にみられるような時間外賃金算定方法の改訂など、賃金計算を厳格化し、割増賃金を圧縮する傾向。

(5) 金属・機械器具にみられる、生産奨励給の膨脹阻止を目的とする生産基準量のひきあげ、あるいは累進率のひき下げをおこなう傾向。(第七節を参照)

これを統計的にみれば、まず一九四九年二月、関東経営者協会の調査が、つぎの結果を示している。すなわち、それは「基本給」四八・八七%、「能率給」一九・八九%、「生活給」二六・四一%、「その他」四八・七%となっており、前年三月、労働省の調査(前掲)と比較すると、能率給部分の増大が明かである。

また、全日本全属産業労働組合協議会調査部の資料にもとずいて、本研究所が集計したところによると、一九四九年四月において、調査対象三八経営のうち、能率給を採用しない経営六を除く、ほかの経営において、能率給が全賃金中に占める比率は第70表のとおりである。

同時期におこなわれた総同盟調査部の「産業別にみた賃金の構成」調査も、ほぼ同じ結果を示している(第71表)。

さらに、労働省労働組合課では東京都における業種別主要会社の賃金調査を一九四九年九月におこなったが、その調査結果から能率給と生活給の割合を算出したのが、第72表である。

生活給を能率給が上まわっているのは石油の五七%一業種である。ほか一六業種は、四〇%以上を占める印刷、繊維、化学工業を除いては、二〇%より三五%が中心である。最低は、平均賃金においても最下位の木材五・五%である。

生活給と能率給の比率を、規模別にみると一般に中小企業は大企業にくらべ、能率給的性格がよい。

大阪商工会議所調査部の「大阪勤労者の給与状況」一九四八年六～一〇月によれば、つぎのとおりである(第73表)。

註 この調査は、大阪市内六五工場を対象とするもので、常時従業員数二〇〇人以上を大工場、三〇人以上一〇〇人以下を中小工場としている。

この表にみるように、中小工場は大工場にくらべて能率給的性格が濃厚であり、しかも、わずか四ヶ月のあいだに、その傾向は強化されている。

かかる現象にたいして、経済安定本部調査課は、つぎのようにのべている(「中小企業における賃金の推移」一九四九年版)。このことは、中小企業がみずから生きるためには、是が非でも生産をあげて競争しなければならないということと、資金および資材の関係から、時間的に生産が偏倚するという企業経理の面の特色を物語るとともに、中小企業の労働者の圧力が、大企業のそれにくらべて弱小であることを物語っている」と。

能率給の採用は一般に生産の上昇＝労働の強度化をもたらす。

たとえば、日本精工の賃金は、一九四八年八月まで、生活給八五%、成績給(生産高とは無関係)一五%の比率で構成され、生計費指数に応じてスライドしていた。ところが、同年九月に賃金形態を変更して、生活給六八%、能率給三二%とし、かつまた、生計費スライド制を廃止した。その結果は、まず生産指数の上昇となつて、つぎのようにあらわれた。(一九四七年十一月～一九四八年四月平均基準、外注加工高は控除し、例外的生産条件は修正した)

一〇月 一四二
十一月 一三六

さらに、作業状況をくらべると、実働率指数は、つぎのように上昇した。

(実働率=正味実働時間/就業時間)

すなわち、基準時を一〇〇とすれば、一九四八年九—十一月平均は一三〇である。

日本労働年鑑 第23集/1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
